

連載 Tour de Force (その4)

新型コロナウイルス時代における不可抗力条項

—新型コロナウイルスパンデミックの「自然災害」への該当性

アンドリュー・C・スミス、アン・C・ルフィーバー、ブライアン・L・ベッカーマン、アダム・R・ポリナー、ステファニー・S・ゴメズ、コリン・デーヴィス

- 過去 10 ヶ月間において、継続する新型コロナウイルスのパンデミックを原因とする不可抗力の法理の適用が増加しています。
- 今後数か月の間に、新型コロナウイルスに基づく不可抗力条項の適用に関する判例がいくつか下される可能性があります。
- 被告による契約の解除を認める略式判決の申立てに関して下された最近の判決において、裁判所は、パンデミックとこれに関連する政府の封鎖命令は、概して当事者の合理的なコントロールの及ばない出来事であり、とりわけ自然災害(“natural disaster”)として不可抗力条項の発動事由に該当すると判断しました。

本連載 Tour de Force では、新型コロナウイルス感染症による影響は不可抗力事由にあたるかという大きな争点について、現在発展しつつある不可抗力に関する新しい法を含め、皆様にご留意いただきたい法的事項等をニュースレターとして順次発行してまいります。第4回では新型コロナウイルスのパンデミックが不可抗力条項の「自然災害」に該当するか争われた近時の訴訟について解説いたします。

G. 新型コロナウイルスのパンデミックは「自然災害」に該当するか

2020年12月16日、新型コロナウイルスの契約紛争に広範な影響を及ぼす可能性のある判決で、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は、新型コロナウイルスが、不可抗力条項の下で契約上の相手方の不履行を免除する「自然災害(“natural disaster”）」に該当すると判断しました¹。原告は、被告のオークションハウスと契約を締結しており、オークションハウスは原告の作品を販売するために2020年5月に対面イベントを開催することに合意し、原告が少なくとも500万ドルの販売代金を受け取ることを保証していました。2020年3月、政府の封鎖命令を受けて、オークションハウスは当該対面イベントを6月まで延期しました。6月になって、オークションハウスは、原告に保証金を支払った後、パンデミックによってもたらされた経済状況により、売却利益を得ることができないという理由もあり、契約を解除しました。原告はその後まもなく契約違反を理由に提訴しましたが、オークションハウスは、以下の不可抗力条項に基づき契約の解除が認められると主張して請求の棄却を申し立てました。

¹ *JN Contemporary Art LLC v. Phillips Auctioneers, LLC*, No. 1:20-cv-04370-DLC (S.D.N.Y. 2020)

「オークションが、自然災害、火災、洪水、ゼネスト、戦争、武力紛争、テロ攻撃又は原子力ないし化学物質汚染を含むが、これらに限定されない、当事者の合理的なコントロールの及ばない出来事によって延期された場合、オークションハウスは、本契約を直ちに終了することができる。この場合において、最低保証金を支払うオークションハウスの義務は無効であり、オークションハウスは出品者に他の責任を負わないものとする。」

裁判所は、以下の2つの理由によりオークションハウスの主張を認める判決を下しました。

1. まず、判決では、新型コロナウイルスとこれに付随して政府が課した事業運営の制限は、まさに不可抗力条項によって想定される当事者のコントロールを超えた出来事の一つであると判示しました。
2. そのうえで、裁判所は、新型コロナウイルスはキャッチオール条項の対象となっているだけでなく、「自然災害(“natural disaster”)」という明示的に列挙された事由の対象にもなっていると判示しました。また、ニューヨーク州の最高裁判所も、本件が係争されている地方裁判所の控訴を扱う連邦第二巡回控訴裁判所も、「新型コロナウイルスのパンデミックを自然災害として分類すべきかどうか」を論じておらず、「第二巡回控訴裁判所は自然災害の例として『病気(“disease”)]を挙げている。」ことに言及しました。さらに、裁判所は、「自然災害」が「大きな損害や人命の喪失をもたらす自然現象」と定義されると説明しました。そして、裁判所は、「新型コロナウイルスのパンデミックが自然災害であることに深刻な疑いはない」と結論づけました。裁判所は、新型コロナウイルスを「州の災害緊急事態」と宣言したクオモ・ニューヨーク州知事の行政命令を含む政府の宣言が、契約のこのような解釈を裏付けるものであると指摘しました。

原告は、請求棄却の申立てに反対するため、パンデミックや政府の規制は、不可抗力事由への該当性を正当化するほど、戦争、洪水、火災、テロ攻撃などの他の明示的に列挙された事由と十分に類似しておらず、不可抗力条項の裁判所の解釈は、同種文言(“ejusdem generis”)の原則に反していると主張しました。判決ではこの主張を却下し、明示的に列挙された事由は例示であり、当事者の合理的なコントロールの及ばないその他の出来事を「限定することなく(“without limitation”)」規定しているものであると説明しました。さらに、「新型コロナウイルスのパンデミックは十分に『自然災害』と表現されている。新型コロナウイルスは、数え切れないほどの人命を奪い、世界経済に甚大な影響を与えた世界的な公衆衛生危機である。」と説明しています。

米国各地で現在係争中の不可抗力条項に関する訴訟の当事者は、この裁判所の判決に留意することになるでしょう。又、現在商事契約における不可抗力条項について再検討している当事者も同様の検討をするでしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[Tour de Force: Contract Terminations Due to COVID-19-Based Force Majeure – Natural Disasters](#) をご参照ください。英語の記事には記載時点で発生している訴訟を例示して解説しております。

(過去関連記事)

連載 Tour de Force -新型コロナウイルス時代における不可抗力条項

第1回 [現状におけるフォース・マジュールをめぐる契約法理の重要性](#)

第2回 [フォース・マジュール構成要件の変化](#)

第3回 [フォース・マジュールをめぐる訴訟に見られる傾向](#)

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永 (日本語版監修)

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

菊地諒 (日本語版作成協力)

Andrew C. Smith

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1743
andrew.smith@pillsburylaw.com

Anne C. Lefever

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1267
anne.lefever@pillsburylaw.com

Brian L. Beckerman

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1228
brian.beckerman@pillsburylaw.com

Adam R. Poliner

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.8150
adam.poliner@pillsburylaw.com

Stephanie S. Gomez

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1093
stephanie.gomez@pillsburylaw.com

Colin Davis

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1281
colin.davis@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2021 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.